

最低価格落札方式

入 札 説 明 書

案件名 公共職業安定所で使用する業務用モニター等の購入契約（仕様変更）
（調達案件番号：615118）

本調達案件は、紙による従来の応札及び入開札手続きと併せて「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続きで行うものとする。

新潟労働局総務部総務課

新潟労働局総務部総務課の下記契約に係る入札公告（令和８年７月３０日付け）に基づく入札等については、「会計法」、「予算決算及び会計令」等関係法令によるほか、この入札説明書及び仕様書等によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長 本間 健司

◎調達機関番号 ０１７

◎所在地 １５

2 調達内容

(１) 品目分類番号 １４

(２) 調達件名及び数量

ア 調達件名

公共職業安定所で使用する業務用モニター等の購入契約（仕様変更）

イ 数量

仕様書のとおりとする。

(３) 特質等

仕様書のとおりとする。

(４) 納入期限

仕様書のとおりとする。

(５) 納入場所

仕様書のとおりとする。

(６) 入札方法

落札者の決定は、一般競争入札（最低価格落札方式）をもって行うので、

ア 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

ウ 落札者決定後、契約の締結を行う際には、入札書に記載された金額の積算根拠となった内訳として「内訳書（落札者提出用）」（様式２－１）を提出すること。

(７) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

3 競争参加資格

(１) 予算決算及び会計令第７０条及び第７１条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 予算決算及び会計令第70条関係

- (ア) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
- (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 予算決算及び会計令第71条関係

以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 契約により、契約の後に対価の額を確定する場合において、当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (キ) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (2) 厚生労働省（地方支分部局及び施設等機関を含む。）から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の販売」で「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、当該制度に加入し、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が所掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

注）各保険料のうちオおよびカについては、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 予算決算及び会計令第73号の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格は以下のとおりとする。
 - ア この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - イ 入札説明書等の交付を受けた者であること。

4 入札申込書の提出場所等

入札に参加を希望する者は、電子調達システムにより、当該システムに定める手続きに従い、次に示す書類を提出すること。

ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、様式4により申し出ること。

- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申込書（様式1）
 - イ 競争参加資格確認関係書類（様式7）
 - ウ 電子入札案件の紙入札方式での参加について（様式4：紙により参加を希望する場合）
- (2) 提出期限
令和8年8月18日（火）17時00分
- (3) 提出方法
 - ア 電子調達システムによる入札を行う場合
電子調達システムの受付登録時に、4（1）に示す書類をPDF様式に変換し添付すること。
 - イ 紙による入札を行う場合
提出期限までに4（1）に示す書類を各1部提出すること。
なお、郵送による場合は、必ず提出期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をすること。
 - ウ 入札申込書及び入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒950-8625
新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 新潟美咲合同庁舎2号館3階
新潟労働局総務部総務課会計第一係 佐藤
電話 025-288-3524
メールアドレス satou-yumikoad@mhlw.go.jp

5 入札書の提出場所等

入札書（様式2）は電子調達システムにより提出するものとし、当該システムに定める手続き

に従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

また、紙による入札の参加を希望する場合は、事前に上記４に従い申し出なければならない。
入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(１) 電子調達システムによる場合

ア 入札書の提出期限

令和８年８月２０日（木）１０時４５分

電子調達システムに上記期限までに到着するよう提出すること。

なお、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって行うこと。

(２) 紙による場合

ア 入札書の受領期限

令和８年８月２０日（木）１０時４５分

郵送による場合は、必ず受領期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をすること。

イ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

上記４（３）ウに提出すること。

ウ 入札書の提出方法

入札書は様式２にて作成し、直接に提出する場合は長３封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官新潟労働局総務部長殿と記載）及び「令和８年８月２０日開札〔調達件名を記入する〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。

郵便により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和８年８月２０日開札〔調達件名を記入する〕の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記５（２）アの入札書の受領期限の前日まで到着するように特殊郵便（簡易書留、配達記録等）により送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

なお、電報、ファクシミリ、電話及びその他の方法による入札（提出）は認めない。

(３) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、様式７の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(４) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(５) 代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手

続きを終了しておかなければならない。また、技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。（様式3）

なお、電子調達システムによる入札においては、復代理人による応札は認めない。

イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておく（外国人の署名を含む。）とともに、入札書提出時に様式5による代理委任状を提出しなければならない。

ウ 委任状の日付は、提出日を記入すること。

エ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札

（1） 開札の日時及び場所

令和8年8月20日（木）11時00分

新潟労働局 第2小会議室・審査室（新潟美咲合同庁舎2号館3階）

（2） 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

（3） 紙による入札の場合

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

（4） 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再度の入札は、原則として2回を限度とする。

紙入札方式にて参加する場合は、再度入札となることも考慮し、必要に応じて複数枚の入札書を準備すること。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

7 その他

（1） 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類(様式7)を本入札説明書4により入札申込書の提出に併せて提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

一般競争入札(最低価格落札方式)とする。

ア 本入札説明書5(1)又は(2)に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムの電子くじを実施し、その結果をもって落札者を決定するものとする。紙による入札の場合、様式4に記載された電子くじ番号(任意の3桁の数字)を使用するため、同様式提出時に記載漏れがないことを確認すること。システムトラブル等、電子くじによりがたい事情がある場合は、入札執行事務に関係ない職員がこれに変わってくじを引き落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの落札通知書により通知するものとする。

入札者数、入札者氏名(法人の場合にはその名称)及び金額については、電子調達システムの落札通知書による通知及び当該システムの入札結果確認にて公表するものとする。

(4) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、電子調達システムにより遅滞なく契約書を作成するものとする。ただし、紙による入札の場合、その他電子調達システムによりがたい事情がある場合は、従来紙による契約書を作成するものとする。

イ 紙による契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、契約書の案を送付することにより、その者及び支出負担行為担当官が記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 上記イの場合において支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払う。

(6) 入札説明会の日時及び場所

本調達案件において、入札説明会は開催しないものとする。

入札参加希望業者は令和8年8月18日(火)17時00分までに、随時、4(3)ウの場所に入札説明書、仕様書等の交付を受け必要な説明を受けること。

(7) 入札公告、入札説明書及び仕様書等に対する疑義照会について

本入札案件に係る入札公告、入札説明書及び仕様書等に対して疑義等がある場合には、任意の様式により、本入札説明書4(3)ウに示してある担当係までメールによる疑義照会を令和8年8月14日(金)12時00分までに行うこと。

期日までに疑義照会のあった事項について、前記担当係より各入札参加予定者に対して一括回答を行うものとする。

(8) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問合せ先は下記のとおり。

ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)

(平日 9:00~17:30、国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く)

ホームページ <https://www.geps.go.jp>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4(3)ウの場所に連絡すること。

(9) 入札参加にあたっての留意事項

ア 入札方法について

(ア) 入札は、入札説明書で定められた入札書により行うこと。

(イ) 担当者等から提出される契約関係書類は事業者としての決定であること。

(ウ) 入札書の受領期限に遅れた入札は一切認めない。

イ 次に掲げる入札は無効にする

(ア) 入札金額を訂正した入札。

(イ) 金額の数字等が不明瞭な入札。

(ウ) 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札。

(エ) その他、入札公告若しくは通知、当該入札説明書又は係官が指示した事項に違反した入札。

ウ 違約金等について

(ア) 落札した者が契約を締結しない場合、入札保証金を納めているときはそれが国庫に帰属し、入札保証金を納めていないときは入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。

(イ) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

エ 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)を

もって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

◎ 様式等

- 様式 1 一般競争入札参加申込書（電子入札及び紙入札方式併用）
- 様式 2 入札書（紙入札方式用）
- 様式 2－1 内訳書（落札者提出用）
- 様式 3 年間委任状（電子調達システム用）
- 様式 4 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- 様式 5 委任状（紙入札方式用）
- 様式 5－1 委任状（紙入札方式用：復代理人）
- 様式 6 入札辞退届（紙入札方式用）
- 様式 7 競争参加資格確認関係書類
- 様式 7－1 競争参加資格に係る申立書
- 様式 7－2 誓約書
- 様式 7－3 自己申告書

仕様書

契約書（案）

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

下記の一般競争入札に参加したいので申込みます。

記

公共職業安定所で使用するディスプレイ等の購入契約（仕様変更）

申 込 人 住 所
 商 号
 代表者名

（連絡先担当者名）

（連絡先電話番号）

（連絡先 F A X）

入 札 書

¥

件名：公共職業安定所で使用するディスプレイ等の購入契約（仕様変更）

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

代理人

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

年 間 委 任 状

(住所) _____

所属 (役職) _____

私は、(氏名) _____ 印 を受任者と定め、下記委任事項について、一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 新潟労働局で実施する電子調達システムを利用して行う入札に関する次の権限。

- ・ 入札、見積もりについての権限
- ・ 契約締結についての権限

(委任期間) 自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日

令和 年 月 日

委任者 (代表者)

住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札で参加します。

記

- 1 入札案件名
公共職業安定所で使用するディスプレイ等の購入契約（仕様変更）
- 2 電子くじ番号（落札判定が同価の場合に使用。任意の 3 桁の数字を記入すること。）

--	--	--

- 3 電子入札での参加ができない理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

委 任 状

(住所) _____

所属 (役職) _____

私は、(氏名) _____ 印 を代理人と定め、下記事項の入札及び
見積もりに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 公共職業安定所で使用するディスプレイ等の購入契約 (仕様変更)

上記事項にかかる復代理人を選任すること。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

委 任 状

(住 所) _____

(所属・役職名) _____

私は、(氏 名) _____ 印 を複代理人と定め下記事項の入札
及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 公共職業安定所で使用するディスプレイ等の購入契約（仕様変更）

令和 年 月 日

(委任者)
住 所

所属（役職名）

氏 名

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

入 札 辞 退 届

入札案件名 公共職業安定所で使用するディスプレイ等の購入契約（仕様変更）

上記について入札申込みをしましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

競争参加資格確認関係書類

- 1 令和 0 7 ・ 0 8 ・ 0 9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）等級決定通知書の写し
- 2 直近 2 年間の社会保険料の納付を証明できる書類（領収書の写し、年金事務所長による証明等）
- 3 競争参加資格等に係る申立書（様式 7 － 1 ）
- 4 誓約書（様式 7 － 2 ）
- 5 自己申告書（様式 7 － 3 ）

競争参加資格等に係る申立書

- 1 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
- 2 当社（私）は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
- 3 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
- 4 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申立書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者職氏名（又は個人名）

印

生年月日

大正・昭和・平成

年

月

日生

※個人の場合はその者の生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員等（上記に記載した者）の生年月日を記載すること。

自 己 申 告 書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記 1 から 3 について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 殿

住所（又は所在地）

社名

代表者職氏名（又は個人名）

仕 様 書

1 入札案件名

各公共職業安定所で使用するディスプレイ等の購入契約(仕様変更)

2 履行場所

別紙1-1「履行場所一覧(職員端末用ディスプレイ)」及び別紙1-2「履行場所一覧(タブレット周辺機器)」のとおり

3 履行期間及び作業時間

本業務の履行期間は、別紙2-1「発注リスト(職員端末用ディスプレイ)」及び別紙2-2「発注リスト(タブレット周辺機器)」のとおりとする。

なお、既存備品への取付作業を要する履行場所においては、作業は原則土日祝日又は平日の業務時間外(17時15分以降)に実施することとする。ただし、履行場所の業務の実情に応じて平日の業務時間内(8時30分～17時15分)も可とする。

履行に当たっては、各公共職業安定所の担当職員(以下「安定所職員」という。)と日程について調整を図ることとし、突発事案発生による日程等変更があった場合でも履行期間中に業務が完了するよう、人員・車両等の確保・配置について配慮すること。

4 一般摘要事項

この仕様書は、発注者が上記1に記載する業務の大要を示すものである。この仕様書に記載されていない事項においても付帯的に実施しなければならないことについて、受注者は、発注者と協議の上実施すること。

5 発注する物品の品名・規格・数量及び配置

(1) 発注する物品の品名、規格及び数量に係る詳細内訳は、別紙2「発注リスト」のとおりとする。納入する物品は新品に限るものとし、中古品は認めない。

また、グリーン購入法第6条に基づく環境物品等の調達に関する基本方針に定める判断の基準を満たしている製品であることとするが、品目によって適合品がない場合は、環境に配慮したものとする。

なお、「発注リスト」には調達する物品の参考規格を記載しているが、参考規格以外の物品(同等品)で応札する場合には、応札しようとする物品が参考規格の物品と同程度又は同程度以上の機能を有する物品である旨のメーカーの証明書等(カタログでも可)を令和8年8月14日(水)12時までに下記7(1)の部署へ提出し承認を受け、その後に入札申込みを行うこと。

(2) 配置については、安定所職員の指示に従い設置すること。

6 留意事項

(1) 物品の納入・設置に当たって必要な運搬・設置費用(既存備品との連結、支持金具設置を含む)、及び現地調査費用等の一切の経費を含め積算すること。

なお、発注物品には組立費及び運搬搬入費を含めるものとする。

- (2) 物品の規格、積算方法等で分かりにくいもの等不明な点については、任意の様式により質問書を下記7(1)の部署へメールで提出すること。

- (3) 物品の納入・設置に当たっては、人(安定所職員、作業員)や車両等の安全確保に努めること。

また、建物や備品の損傷を防止するために、床・壁面・エレベーター・ドア・什器等、作業動線上破損のおそれが生じる箇所には必要な養生を施すこと。

なお、安定所職員の指示により適宜養生場所を追加する場合があること。作業が完了したら速やかに養生を撤去し、設置箇所の清掃を行うこと。

- (4) 万一作業中に発注者の所有物に破損を生じさせた場合には、速やかに発注者に報告の上、発注者が指示する原状回復を受注者の負担にて行うこと。

7 問合せ等連絡先

- (1) 入札公告、入札説明書及び仕様書等に関する問合せ

新潟労働局総務部総務課 会計第一係 佐藤 TEL025-288-3524
Email satou-yumikoad@mhlw.go.jp

- (2) 現地確認及び納入日等の日程調整に関する問合せ

新潟労働局職業安定部職業安定課 企画調整係 小野塚 TEL025-288-3507
Email onozuka-hirokoaa@mhlw.go.jp

履行場所一覧（職員端末用ディスプレイ）

	拠点名	住所	
1	新潟公共職業安定所	950-8532	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
2	ときめきしごと館	950-0901	新潟市中央区弁天2-2-18 新潟KSビル1階
3	若者しごと館	950-0901	新潟市中央区弁天2-2-18 新潟KSビル2階
4	長岡公共職業安定所	940-8609	長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎内
5	長岡公共職業安定所小千谷出張所	947-0028	小千谷市城内2-6-5
6	上越公共職業安定所	943-0803	上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎内
7	上越公共職業安定所妙高出張所	944-0048	妙高市下町9-3
8	三条公共職業安定所	955-0053	三条市北入蔵1-3-10
9	柏崎公共職業安定所	945-8501	柏崎市田中26-23 柏崎地方合同庁舎内
10	新発田公共職業安定所	957-8506	新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎内
11	新津公共職業安定所	956-0864	新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎内
12	糸魚川公共職業安定所	941-0067	糸魚川市横町5-9-50
13	巻公共職業安定所	953-0041	新潟市西蒲区巻甲4087
14	南魚沼公共職業安定所	949-6609	南魚沼市八幡20-1
15	佐渡公共職業安定所	952-0011	佐渡市両津夷269-8
16	村上公共職業安定所	958-0033	村上市緑町1-6-8

履行場所一覧（タブレット周辺機器）

	拠点	住所	
1	新潟公共職業安定所	950-8532	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
2	ときめきしごと館	950-0901	新潟市中央区弁天2-2-18 新潟KSビル1階
3	若者しごと館	950-0901	新潟市中央区弁天2-2-18 新潟KSビル2階
4	ワークポート新潟	950-0885	新潟市東区下木戸1-4-1 新潟市東区役所1階
5	新潟市中央区ハローワークコーナー	951-8553	新潟市中央区西堀通6番町866 NEXT21 4階
6	新潟市西区ハローワークコーナー	950-2097	新潟市西区寺尾東3-14-41 新潟市西区役所2階
7	長岡公共職業安定所	940-8609	長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎内
8	ハローワークプラザ長岡	940-0062	長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センター3階
9	ワークセンター栃尾	940-0233	長岡市栃尾宮沢1765 産業交流センターおりなす2階
10	長岡公共職業安定所小千谷出張所	947-0028	小千谷市城内2-6-5
11	上越公共職業安定所	943-0803	上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎内
12	ハローワークプラザ上越	943-0832	上越市本町3-4-1 センバンビル2階
13	上越公共職業安定所妙高出張所	944-0048	妙高市下町9-3
14	三条公共職業安定所	955-0053	三条市北入蔵1-3-10
15	柏崎公共職業安定所	945-8501	柏崎市田中26-23 柏崎地方合同庁舎内
16	柏崎公共職業安定所まちなか相談室	945-0051	柏崎市東本町1-15-5 フォンジェ柏崎ショッピングモール地下1階
17	新発田公共職業安定所	957-8506	新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎内
18	新津公共職業安定所	956-0864	新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎内
19	五泉しごと館	959-1692	五泉市太田1092-1 五泉市福祉会館1階
20	十日町公共職業安定所	948-0004	十日町市下川原町43
21	糸魚川公共職業安定所	941-0067	糸魚川市横町5-9-50
22	巻公共職業安定所	953-0041	新潟市西蒲区巻甲4087
23	燕市地域職業相談室	959-0232	燕市吉田東栄町14-12 燕市吉田産業会館内
24	南魚沼公共職業安定所	949-6609	南魚沼市八幡20-1
25	南魚沼公共職業安定所小出出張所	946-0021	魚沼市佐梨682-2
26	佐渡公共職業安定所	952-0011	佐渡市両津夷269-8
27	村上公共職業安定所	958-0033	村上市緑町1-6-8

品名	規格	数量
ディスプレイ	I-O DATA LCD-D242SA-F (同等品可)	90

拠点名	数量	取付作業	履行期間
新潟公共職業安定所	5		令和８年９月１８日(金)まで
ときめきしごと館	3		令和８年９月２５日(金)まで
若者しごと館	2		令和８年９月２５日(金)まで
長岡公共職業安定所	32		令和８年９月２５日(金)まで
長岡公共職業安定所小千谷出張所	1	要	令和８年９月２１日(月)～ 令和８年９月２７日(日)
上越公共職業安定所	5		令和８年９月２５日(金)まで
上越公共職業安定所妙高出張所	2	要	令和８年９月２２日(火)～ 令和８年９月２７日(日)
三条公共職業安定所	6	要	令和８年１０月４日(日)～ 令和８年１０月１２日(月)
柏崎公共職業安定所	2	要	令和８年１０月４日(日)～ 令和８年１０月１２日(月)
新発田公共職業安定所	3	要	令和８年９月２６日(土)～ 令和８年１０月４日(日)
新津公共職業安定所	5	要	令和８年１０月３日(土)～ 令和８年１０月１２日(月)
糸魚川公共職業安定所	3	要	令和８年９月２１日(月)～ 令和８年９月２７日(日)
巻公共職業安定所	8		令和８年９月１１日(金)まで
南魚沼公共職業安定所	3	要	令和８年９月１９日(土)～ 令和８年９月２７日(日)
佐渡公共職業安定所	5		令和８年９月２５日(金)まで
村上公共職業安定所	5	要	令和８年９月２０日(日)～ 令和８年９月２７日(日)

取付作業が「要」の拠点は、ディスプレイの既存端末への取付作業を実施することとする。

取付作業は、原則土日祝日又は平日の業務時間外（１７時１５分～）に実施することとする。

ただし、履行場所の業務の実情に応じて平日の業務時間内（８時３０分～１７時１５分）も可とする。

履行に当たっては、各拠点の担当職員と作業日程について調整を図ることとする。

仕様

【ディスプレイ（職員端末用）】	
パネルサイズ	23.8 型程度
対応パソコン機種	Windows パソコンに対応
液晶パネル方式	IPS（同等以上） 非光沢
最大表示解像度	1920×1080
最大表示色	約 1677 万色
スピーカー	2W+2W（ステレオ）以上
入力端子	HDMI DisplayPort
その他機能	高さ・角度調整 ブルーライトカット（または低減機能付き）
VESA 規格	100×100mm 対応
付属品	HDMI ケーブル DisplayPort ケーブル ※付属しない場合は別途調達すること
その他規格	グリーン購入法に適合していること

発注リスト（タブレット周辺機器）

品目	規格	数量
ディスプレイ	I-O DATA LCD-C222SDW-F 同等品可 一部拠点において既存タブレットへの取付作業含む	76
キーボード	サンワサプライ SKB-KG2WN2 同等品可 一部拠点において既存タブレットへの取付作業含む	76
マウス	サンワサプライ MA-122HW 同等品可 一部拠点において既存タブレットへの取付作業含む	76
マウスパッド	サンワサプライ MPD-EC30BK 同等品可	76
タブレットスタンド	サンワサプライ PDA-STN49S 同等品可	80
タブレットケース	サンワサプライ PDA-TABN12 同等品可	24
液晶フィルム	サンワサプライ LCD-NVS5BCAR 同等品可 一部拠点において既存タブレットへの貼付作業含む	133

拠点名	数量						
	ディスプレイ	キーボード	マウス	マウスパッド	スタンド	タブレットケース	液晶フィルム
新潟公共職業安定所	7	7	7	7	0	5	21
ときめきしごと館	6	6	6	6	6	1	15
若者しごと館	0	0	0	0	2	1	0
ワークポート新潟	1	1	1	1	1	0	1
新潟市中央区ハローワークコーナー	1	1	1	1	1	0	1
新潟市西区ハローワークコーナー	1	1	1	1	1	0	1
長岡公共職業安定所	9	9	9	9	13	3	18
ハローワークプラザ長岡	2	2	2	2	4	1	5
ワークセンター栃尾	1	1	1	1	1	0	1
長岡公共職業安定所小千谷出張所	3	3	3	3	3	1	1
上越公共職業安定所	5	5	5	5	5	1	8
ハローワークプラザ上越	1	1	1	1	1	0	1
上越公共職業安定所妙高出張所	2	2	2	2	2	0	2
三条公共職業安定所	2	2	2	2	4	2	11
柏崎公共職業安定所	4	4	4	4	4	1	5
柏崎公共職業安定所まちなか相談室	1	1	1	1	1	0	1
新発田公共職業安定所	7	7	7	7	8	2	10
新津公共職業安定所	3	3	3	3	3	2	9
五泉しごと館	1	1	1	1	1	0	2
十日町公共職業安定所	2	2	2	2	2	1	3
糸魚川公共職業安定所	2	2	2	2	2	0	2
巻公共職業安定所	7	7	7	7	7	1	8
燕市地域職業相談室	2	2	2	2	2	0	2
南魚沼公共職業安定所	1	1	1	1	1	1	2
南魚沼公共職業安定所小出出張所	2	2	2	2	2	0	2
佐渡公共職業安定所	1	1	1	1	1	0	1
村上公共職業安定所	2	2	2	2	2	1	0
合計	76	76	76	76	80	24	133

拠点名	取付 作業	納入希望年月日
新潟公共職業安定所		令和 8 年 9 月 1 8 日(金)まで
ときめきしごと館		令和 8 年 9 月 2 5 日(金)まで
若者しごと館		令和 8 年 9 月 2 5 日(金)まで
ワークポート新潟		令和 8 年 9 月 1 8 日(金)まで
新潟市中央区ハローワークコーナー		令和 8 年 9 月 1 8 日(金)まで
新潟市西区ハローワークコーナー		令和 8 年 9 月 1 8 日(金)まで
長岡公共職業安定所		令和 8 年 9 月 2 5 日(金)まで
ハローワークプラザ長岡		令和 8 年 9 月 1 1 日(金)まで
ワークセンター栃尾		令和 8 年 9 月 2 5 日(金)まで
長岡公共職業安定所小千谷出張所	要	令和 8 年 9 月 2 1 日(月)～令和 8 年 9 月 2 7 日(日)
上越公共職業安定所		令和 8 年 9 月 2 5 日(金)まで
ハローワークプラザ上越		令和 8 年 9 月 1 1 日(金)まで
上越公共職業安定所妙高出張所	要	令和 8 年 9 月 2 2 日(火)～令和 8 年 9 月 2 7 日(日)
三条公共職業安定所	要	令和 8 年 1 0 月 4 日(日)～令和 8 年 1 0 月 1 2 日(月)
柏崎公共職業安定所	要	令和 8 年 1 0 月 4 日(日)～令和 8 年 1 0 月 1 2 日(月)
柏崎公共職業安定所まちなか相談室	要	令和 8 年 9 月 1 3 日(日)～令和 8 年 9 月 2 0 日(日)
新発田公共職業安定所	要	令和 8 年 9 月 2 6 日(土)～令和 8 年 1 0 月 4 日(日)
新津公共職業安定所	要	令和 8 年 1 0 月 3 日(土)～令和 8 年 1 0 月 1 2 日(月)
五泉しごと館	要	令和 8 年 9 月 1 3 日(日)～令和 8 年 9 月 2 0 日(日)
十日町公共職業安定所		令和 8 年 9 月 1 1 日(金)まで
糸魚川公共職業安定所	要	令和 8 年 9 月 2 1 日(月)～令和 8 年 9 月 2 7 日(日)
巻公共職業安定所		令和 8 年 9 月 1 1 日(金)まで
燕市地域職業相談室		令和 8 年 9 月 1 1 日(金)まで
南魚沼公共職業安定所	要	令和 8 年 9 月 1 9 日(土)～令和 8 年 9 月 2 7 日(日)
南魚沼公共職業安定所小出出張所		令和 8 年 9 月 1 1 日(金)まで
佐渡公共職業安定所		令和 8 年 9 月 2 5 日(金)まで
村上公共職業安定所	要	令和 8 年 9 月 2 0 日(日)～令和 8 年 9 月 2 7 日(日)

取付作業が「要」の拠点は、ディスプレイ・キーボード・マウス・液晶フィルムの既存タブレットへの取付作業を実施することとする。

取付作業は、原則土日祝日又は平日の業務時間外(17時15分～)に実施することとする。

ただし、履行場所の業務の実情に応じて平日の業務時間内(8時30分～17時15分)も可とする。

履行に当たっては、各拠点の担当職員と作業日程について調整を図ることとする。

仕様

【ディスプレイ】	
パネルサイズ	21.5 型程度
カラー	ホワイト
対応パソコン機種	NEC PC-VKT46S4GM に対応
液晶パネル方式	IPS（同等以上） 非光沢
最大表示解像度	1920×1080
最大表示色	約 1677 万色
スピーカー	1W+1W（ステレオ）以上
入力端子	HDMI DisplayPort USB Type-C
その他接続端子	USB ハブ機能搭載 ・USB-A ダウンストリームポート×2 以上
その他機能	画面回転 高さ・角度調整 ブルーライトカット（または低減機能付き） PC への給電対応（65W まで）
VESA 規格	100×100 mm 対応
付属品	HDMI ケーブル ※HDMI ケーブルが付属しない場合は別途調達すること
各種規格	グリーン購入法に適合していること
保証	無輝点保証あり

【キーボード】	
インターフェース	USB-A
キー表示	日本語 0ADG 109A 配列準拠
キースイッチ	メムブレン
キーピッチ	19mm（文字キー以外は除く）
テンキー	あり
印刷方式	レーザー印刷
カラー	ホワイト
その他機能	静音タイプ ドライバ不要 納品するディスプレイに接続して使用可能であること

【マウス】	
インターフェース	USB-A
ボタン	左ボタン、右ボタン、ホイール（スクロール）ボタン
読み取り方式	光学センサー方式
カラー	ホワイト
その他機能	静音タイプ ドライバ不要 納品するディスプレイに接続して使用可能であること

【マウスパッド】	
材質	表面：ハード 裏面：滑り止め加工付き
サイズ	150～180mm×150～180mm 程度
カラー	ブラック
その他	光学式マウス対応

【タブレットスタンド】	
サイズ	NEC PC-VKT46S4GM に対応していること
その他機能	高さ・角度調整が可能であること タブレット接触面に傷防止パッドが付いていること スタンド底面に滑り止めが付いていること

【液晶フィルム】	
サイズ	12.3 インチ（NEC PC-VKT46S4GM） に対応していること
その他機能	タッチパネル対応 ブルーライトカット（または低減機能付き） 指紋防止加工 反射防止加工

契約書

支出負担行為担当官 新潟労働局総務部長 本間 健司（以下「甲」という。）は、公共職業安定所で使用するディスプレイ等の購入契約について、受注者●●●（以下「乙」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的又は仕様）

第2条 本契約に係る品目、規格等は仕様書及び内訳書のとおりとする。

（契約金額）

第3条 金 円（内消費税及び地方消費税の額 . ー円）

上記の消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項、第29条及び地方税法第72条の82、第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 甲は乙に対してこの契約保証金を免除するものとする。

（納入期限及び場所）

第5条 物品の納入場所及び期限は次のとおりとする。

- （1） 納入場所
仕様書のとおり
- （2） 納入期限
仕様書のとおり

（費用負担）

第6条 乙は、この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

（検査）

第7条 乙は、物品を搬入し、所要の据付を完了したときは、甲の指定する検査職員に報告し、検査を受けなければならない。

- 2 甲は、前項により報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に検査を実施するものとする。
- 3 納入物品は、全て甲の指示（仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。
- 4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(検査不合格)

第8条 乙は、前条の検査の結果不合格となったときは、不合格となった物品の引き換え、若しくは修理をしなければならない。

2 乙は、不合格となった物品は甲の指定した期限内に持ち去らなければならない。乙が期限内に持ち去らないときは、甲は、乙の負担により他の場所に運搬し、第三者に保管を託することができる。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第9条 甲は、第7条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(遅延料)

第10条 甲は、乙が第5条の納入場所及び納入期限に物品の納入ができないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(納期の無償延期)

第11条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に納入場所及び納入期限に物品の納入ができないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(契約金額の支払)

第12条 甲は、第7条の検査に合格後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内にその対価を乙に支払わなければならない。なお、請求書の宛先は「官署支出官新潟労働局長」とする。

(遅延利息)

第13条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条の期間内に対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告

示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第14条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第15条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

（個人情報保護）

第16条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

（契約の解除等）

第17条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約を解除することができる。

2 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲はいつでもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

（危険負担）

第18条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

2 物品の所有権は、第7条の検査に合格したときに移転する。所有権移転前に生じた物品の亡失・毀損その他一切の責任は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場

合は、この限りではない。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に違反し、又は乙の故意若しくは過失によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその損害の相手方に支払わなければならない。

(再委託)

第20条 乙は、業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第21条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。)を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めた場合はこれに応じなければならない。

(履行体制)

第22条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(談合等の不正行為による解除)

第23条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その

役員又は使用人。以下同じ。) に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
 - (5) 第 3 項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第 1 項第 3 号又は第 4 号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為による違約金）

第 24 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 5 号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第 25 条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期

日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解

除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第30条 甲は、第26条、第27条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第26条、第27条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第32条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第33条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第34条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(法令遵守)

第35条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該業務の履行確保に支障が生ずることのないよう十分配慮すること。

(紛争等の解決方法)

第36条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(存続条項)

第37条 本契約の効力が消滅した場合であっても、((物品の場合)第9条、)第13条、第15条、第17条第2項、第19条、第24条、第25条、第28条、第30条、第33条、前条及び本条はなお有効に存続するものとする。

本契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
支出負担行為担当官
新潟労働局総務部長 本間 健司

乙 ●●●
●●●

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
○○○○ 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
○○○○ 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 10 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

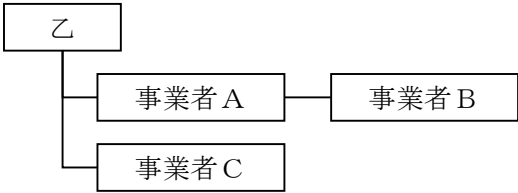
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



内訳書

番号	品名	メーカー	規格	数量	単位	積算単価	積算金額
1	ディスプレイ	I-O DATA	LCD-D242SA-F	90	台		
2	ディスプレイ	I-O DATA	LCD-C222SDW-F	76	台		
3	キーボード	サンワサプライ	SKB-KG2WN2	76	個		
4	マウス	サンワサプライ	MA-122HW	76	個		
5	マウスパッド	サンワサプライ	MPD-EC30BK	76	個		
6	タブレットスタンド	サンワサプライ	PDA-STN49S	80	個		
7	タブレットケース	サンワサプライ	PDA-TABN12	24	個		
8	液晶フィルム	サンワサプライ	LCD-NVS5BCAR	133	枚		
9	取付作業費		土日祝日割増含				
						小計	
						消費税	
						合計	